

厳罰化の流れ

法務大臣の諮問機関である法制審議会の刑事法部会及び少年法部会は、それぞれ法律改正の原案となる要綱案を了承しました。

一つは刑法の改正について、今一つは少年法の改正についてですが、いずれも犯罪に対する厳罰化を求める社会の空気を反映したものとと言えます。

まず刑法の改正について見ると、

- ・ 一方通行道路の逆走などを危険運転致死傷罪の対象とする
- ・ 酒や薬物、特定の病気の影響により「正常な運転に支障が生じる恐れがある状態」で自動車を運転し、死亡事故を起こせば15年以下、負傷事故なら12年以下の懲役とする
- ・ 酒や薬物の摂取を隠す為に逃走などした場合には12年以下の懲役とする
- ・ 無免許の場合は、それぞれの量刑を重くする

事などを内容としており、特に、上限が懲役20年の危険運転致死傷罪と、同じく上限が7年の自動車運転過失致死傷罪との中間罪の新設が重要なポイントとなっています。

無免許運転や飲酒運転など悪質な運転、制限速度を遥かに越える無謀な運転による悲惨な交通事故の被害者となった方々からは、危険運転致死傷罪の適用拡大と厳罰化が強く求められて来ました。

今回の改正要綱案を見ると、被害の大きさと処罰の軽さというギャップを少しは埋められるように思います。

毎日のように悪質な運転による事故が繰り返されている現状の中、厳罰化によってそうした悪質な運転が減少すると短絡的に考えている訳ではありませんが、今回の措置によって少しでも抑止される事を願っています。

私は、日本の社会には、依然として「ダメと知りながら、ついやってしまうのが人間の弱さだ」といった、どこかで飲酒運転に寛容な気分があるのではないかと懸念しています。

その意味からすると、刑法上の罰則を強化するだけではなく、全ての人の力で、飲酒運転などの悪質な運転は許さないという環境を作っていく事が何よりも重要だと思っています。

次に、少年法の改正についてですが、今回の改正のポイントは

- ・ 不定期刑の上限を10年から15年にする

- ・いい渡す上限が10年以下の場合、そこから5年を引いた期間を下限にする。10年を超える場合は、その半分以上を下限にする。
- ・無期懲役を減刑して有期刑にする場合の上限を15年から20年にする
- ・少年審判に検察官が出席する要件を拡大する
- ・少年に国費で弁護士をつける「国選付添人制度」を創設する

というものです。

少年法の厳罰化については、今に始まった事ではありません。1997年のいわゆる「酒鬼薔薇事件」以降今日に至るまで続く、一つの流れとってよいと思います。

「酒鬼薔薇事件」が社会に与えた衝撃は非常に大きなものがあり、その凶悪さに対して少年法は甘いのではないかという認識が人々の間に広がりました。

少年犯罪の中には、大人顔向けの凶暴で、残忍な犯罪も少なくありません。被害者、遺族からすれば、残忍な事件を起こした加害者が少年であるという理由だけで刑罰から守られている事に、極めて理不尽なものを感じていると思います。

被害者、遺族からの厳罰を求める声が次第に大きくなる中で、2000年に行われた少年法の改正で刑事罰の適用が16歳以上から14歳に引き下げられると共に、16歳以上の少年による故意の殺人事件は原則として検察に送致されることになり、その後も厳罰化への流れは変わらず、今回の少年法改正へと繋がっています。

ただ、少年犯罪に対する厳罰化は、一方では少年法は何故存在するかという根源的な問題とぶつかる事になります。

少年法は、その第1条に「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」と規定されているように、少年の健全育成を理念としており、処罰を前提としているものではありません。加害少年に対しても、保護の手を差し伸べ、育て直して犯罪の「あり地獄」から救い出そうというのが、少年法の求めているところではないでしょうか。

凶悪な犯罪に対して、被害者、遺族が極刑を含め厳罰を求める悲痛な叫びに異を唱える人はいないでしょうし、その声は厳罰化の流れを正当化しているといえます。しかし、現状を見ると少年犯罪そのものはむしろ減少しており、凶悪犯罪も増えている訳ではありません。犯罪の抑止力としての厳罰化というなら、現状においても一定の抑止力は働いているといえるでしょう。

少年犯罪に関していえば、加害少年に対して、そのやった行為に対する責任を自覚させ、罪を償わせる事は必要ですが、同時に、その少年を如何に更生させるかが重要であり、その為にも、保護と教育の両面からしっかり取り組む必要があります。

加害少年に再び罪を犯させない事、これこそが最も重要な事であり、その為には、厳罰化の流れの中にはあっても、少年法の理念を忘れるべきではありません。

(塾頭：吉田 洋一)